

春日部市公民館運営審議会会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日部市公民館運営審議会条例（平成22年条例第55号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、春日部市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）の運営に際しては、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、副会長と連携しながら、効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、積極的に審議に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(欠席等の届出)

第4条 委員は、会議に出席できないとき、又は遅刻をするときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(議題の宣告)

第5条 会議に付する事案を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

(事案の説明及び質疑)

第6条 会議に付する事案は、事務局職員の説明を聞き、委員の質疑があるときは質疑の後、会議に諮るものとする。

2 議長は、簡易若しくは異議がない事案と認めるときには、前項の規定にかかわらず、説明及び質疑を省略することができる。

(発言の許可等)

第7条 委員の発言は、すべて議長の許可を得た後でなければならない。

2 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

(表決)

第8条 会議に付した事案を表決するときは、挙手によるものとし、議長は表決の結果をただちに宣告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事案について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、議長は、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。

(議事の継続)

第9条 延会、中止又は休憩のため事案の議事が中断された場合において、再びその事案が議題となったときは、前の議事を継続するものとする。

(準用)

第10条 会議の公開及び傍聴並びに会議録の作成に係る事項については、春日部市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成26年1月16日制定）の例による。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年7月9日から施行する。

(春日部市公民館運営審議会会議運営要領の廃止)

2 春日部市公民館運営審議会会議運営要領（平成23年8月5日制定）は、廃止する。